山梨県歩道橋ネーミングライツパートナー募集要領

山梨県(以下「県」という。)では、県が管理する歩道橋におけるネーミングライツ(施設命名権)パートナー企業を山梨県広告事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)及び山梨県広告事業掲載基準(以下「掲載基準」という。)に基づき次のとおり募集します。

1 ネーミングライツ導入の目的

ネーミングライツ導入を通じて、民間事業者等の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、県の新たな財源を確保し、もって県民サービスの維持・向上を図ることを目的とします。

2 ネーミングライツの内容

ネーミングライツパートナー企業は、県が管理する歩道橋に企業名や商品名を付した名称 (施設の愛称、以下「愛称」という。)を命名することができます。

なお、県民の混乱を避けるため、契約期間中の愛称変更はできません。県民の理解が得られるよう な施設にふさわしい愛称を提案してください。具体的な愛称は協議の上、決定します。

3 募集の概要

(1) 対象企業

山梨県歩道橋のネーミングライツパートナー企業としてふさわしい資力及び信用を備える者として次の条件全てを満たす法人とします。

- ア 政治団体、宗教団体及び公職にある者がその役員である団体のいずれにも該当しないこと。
- イ 県に納付すべき税金又は納入すべき納入金に未納がないこと。
- ウ 山梨県広告事業掲載基準第2に掲げるものに該当しないこと。

山梨県広告事業掲載基準(抜粋)

第2 業種又は事業者

次のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告を掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 次のいずれかに該当すると認めるに足りる相当の理由のあるもの
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - イ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは 積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

- ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- エ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が 暴力団、暴力団員又はアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、 当該者と契約を締結している者
- ④ 役員等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等
- ⑤ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するもの
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (4) 貸金業法第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- (5) たばこに係るもの
- (6) ギャンブルに係るもの
- (7) 法令等の定めのない医療類似行為を行うもの
- (8) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中のもの
- (9) 違法又は不適当な行為により営業停止その他不利益処分を受けているもの
- (10) 県の指名停止措置を受けているもの
- (11) 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの
- (12) その他県資産に広告掲載することが適当でない業種又は事業者と認められるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ① 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引、又はこれに類する取引に関するもの
 - ② 興信所・探偵事務所等に関するもの

(2) 対象歩道橋

別紙1の県が管理する歩道橋

※ 別紙1「ネーミングライツ対象歩道橋リスト」参照

(3) ネーミングライツ料

歩道橋1箇所あたり年間10万円以上かつ1車線あたり5万円×車線数以上とします。 (消費税及び地方消費税は別途)

(4) 契約期間(愛称使用期間)

5年(愛称表示、原状回復の工事期間を含む)

なお、5年未満の契約期間については、別途協議が必要です。

※ 契約期間終了年以降の契約継続については優先交渉権があります。

(5) 命名条件等

①愛称表示内容

使用可能な愛称は、企業名、商号、商品名、ロゴマークとします。但し、愛称の末尾には「歩道橋」 の文字を含むものとします。

なお、矢印・距離等の交通案内、交通標識等と誤認させるようなデザインは使用できません。

②愛称表示位置

表示の位置は歩道橋の桁面とし、既設の信号や標識等から 5 0 c m以上間隔を空ける必要があります。

③愛称表示形式

- ・書体は丸ゴシックとし、文字・ロゴマークの大きさは1文字あたり30cm角とします。
- ・表示面積は、最大7㎡とし、愛称は一行で上下線それぞれに表示することとします。
- ・文字(ロゴマークを含む)の色は、次のとおりの単色とします。 淡色の歩道橋の場合→黒色

濃色の歩道橋の場合→白色もしくはクリーム色

※ 提案された愛称 (ロゴマークの形状、文字のフォント、文字の色等を含む) は、県が交通管理 者と協議をしたうえで、交通の安全等を考慮してデザインの変更を求める場合があります。

(6) 愛称表示に伴う費用負担

ネーミングライツ料のほかに、愛称の付与に伴い発生する費用の負担については、原則として、 次のとおりとします。

区 分	ネーミングライツ パートナー	県
歩道橋への愛称表示及び、契約終了に伴う 愛称消去にかかる費用(工事費を含む)	0	
県が作成するホームページ及び印刷物		0

※その他の費用負担については、県と協議の上、決定します。

(7) 愛称の普及

県は、ネーミングライツパートナー企業の決定について、マスコミに公表するとともに、各種広報 印刷物や県ホームページ等を活用し、愛称の普及に努めます。

4 応募方法

(1) 募集期間

随時受付し、応募のあった歩道橋については、申込日の属する月の月末で応募を締め切ります。 なお、月末が閉庁日に当たる場合は、次の開庁日まで受け付けるものとし、郵送の場合は、次の 開庁日必着とします。

(2) 申込書類

- ア 山梨県歩道橋ネーミングライツパートナー申込書 (様式1)
- イ 山梨県歩道橋ネーミングライツパートナー申込に係る誓約書(様式2)
- ウ 暴力団との関係についての申立書(様式3)
- エ 法人等の概要がわかるもの(会社概要、パンフレット等)
- オ 直近3ヵ年の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等)
- カ 直近1年分の各種納税証明書または、納税を証明できるもの (法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人県民税)
- キ 登記事項証明書(写しでも可)
- ク 社会貢献に対する「支援の実績」及び「今後の計画」(任意様式)

(3) 提出部数

正本1部及び副本5部を提出してください。

(4) 提出先

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県県土整備部道路管理課 道路管理担当

5 選定方法・選定基準等

(1) 選定方法

実施要綱に基づき設置する「広告審査委員会」において、応募者の状況、愛称、応募条件を総合的に審査の上点数を付与し、最高点を得た者を最終的に県がネーミングライツパートナー企業として決定します。

なお、選定過程において応募企業からのヒアリングを実施することがあります。 審査の結果、 得点が著しく低い審査項目がある場合、若しくは審査区分ごとの得点が一定基準(配点の6割)に 満たない場合は、ネーミングライツパートナー企業を選定しないことがあります。

また、審査の結果最高点を得た者が複数いるときは、広告審査委員会で再協議を行い、選定した 者を県がネーミングライツパートナー企業として決定します。

(2) 選定基準

選定にあたっての主な審査項目は次のとおりです。

審査区分	審查項目	配点
応募者の状況	 ・応募理由 ・企業の事業内容 ・経営の安定性 ・社会貢献に対する理解度、貢献度 ・企業等から歩道橋までの距離の近さ 	
愛称	・企業が有するイメージの反映・親しみやすさ	
応募条件	・契約期間・応募金額・役務提供 例)・歩道橋の清掃、不法な張り紙等の監視など	6 0 点
	合 計	100点

(3) 選定結果の通知

選定結果については、全ての応募者に文書で通知します。併せて選定されたネーミングライツパートナー企業及び愛称を県ホームページ等で公表します。

(4) 契約の締結

ネーミングライツパートナー企業の決定後、県とネーミングライツパートナー企業との間でネーミングライツに関する契約を締結します。

(5) 契約の解除

ネーミングライツパートナー企業の信用失墜行為により、県が契約を継続しがたいと判断した場合、県は契約を解除できるものとします。

(6)情報の公開

応募内容及び選定結果等については、山梨県情報公開条例(平成11年山梨県条例第54号)に基づき、原則、開示対象となります。

6 問い合わせ先

担 当:山梨県県土整備部道路管理課 道路管理担当

電 話:055-223-1695